

木造住宅耐震化のすすめ

～地震から命を守るために～

改修助成金
令和6年4月から
40万円上乗せします!
※令和7年度まで

東久留米市の助成金制度

昭和56年5月31日以前の建築基準で建てられた住宅は、現在の耐震基準を満たしていないため、大地震で倒壊するなど大きな被害が生じる恐れがあります。そこで東久留米市では木造住宅の耐震診断と耐震改修工事について、その費用の一部を助成する制度を設けています。 ※予算額に達した時点で受付は終了する予定です。

どちらも契約される前に助成金申請手続きをしてください。

木造住宅の耐震診断から耐震改修までの流れ

ステップ1 『住まいの今の状況を知ろう』

診断

まずは診断機関による耐震診断を受けましょう!
建物の傾きや腐食度、天井裏や床下の状況及び壁量の計算等の調査により診断します。

市の助成制度を利用する場合は...

【市の指定する①診断機関】

- 一般社団法人 東京都建築士事務所協会 北部支部の会員
- 東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度実施要綱に基づく耐震診断事務所
- 市長が認めた建築士

診断の結果
* 構造耐震指標 I w値が1.0未満だったら
助成金はこちら

ステップ2 『耐震改修の計画を立てよう』

補強設計

■助成金制度がないため自己負担となります。
* 構造耐震指標 I w値が1.0以上となるように改修の設計をします。
建築士に設計してもらいましょう。

※構造耐震指標ってなに?
構造耐震指標とは、耐震性能の目安となる数値のことです。耐震診断の結果、総合点で住宅の安全度がわかります。

0.7未満 倒壊する可能性が高い	0.7~1.0未満 倒壊する可能性がある
1.0~1.5未満 一応倒壊しない	1.5以上 倒壊しない

ステップ3 『住まいを地震に強くしよう』

改修工事

施工業者を選定し、補強設計どおりに施工します。
【②施工をすることのできる業者】
建築工事業許可を取得している業者

工事する前に
お願いしよう!!

助成金はこちら

『改修工事の報告書を作成してもらおう』

市の指定する機関が、設計図どおりに工事が行われているかの報告書を作成します。
■助成金制度がないため自己負担となります。
【報告書を作成することのできる機関】
【市の指定する①診断機関】

ステップ4 『完了』

構造耐震指標 I w値が1.0以上となっているか確認しましょう。

助成金1 東久留米市木造住宅耐震診断助成金

- 助成金額
耐震診断に要した費用(消費税は除く)の1/2以内(千円未満は切り捨て)かつ5万円を限度
- 対象となる住宅(すべて満たすこと)
 - ①昭和56年5月31日以前に建築されていること
 - ②階数が地上3階以下であること
 - ③延床面積の1/2以上が居住の用途に供されていること
 - ④在来軸組工法、伝統的工法又は枠組壁工法の住宅であること
- 対象となる方
 - ①対象住宅を所有する個人で市税を滞納していない方
 - ②助成の対象となる耐震診断について、東久留米市又は他の地方公共団体から助成等を受けていない方

助成手続きの流れは裏面へ



東久留米市役所HP
耐震診断について

・・・耐震改修助成金申請の前に・・・

診断時に調査した実際の建物面積と、建物登記簿謄本や固定資産税納税通知書の建物面積が同じかどうか確認をお願いします。建物面積に違いがある場合、助成申請前に固定資産税の確認手続きが必要です。

◎固定資産税の確認手続きについて

- ・課税課担当が現地調査のため、お伺いすることがあります。
- ・調査結果によっては最大5年間まで遡って固定資産税の変更がされる場合があります。

助成金2 東久留米市木造住宅耐震改修助成金

- 助成金額
耐震改修に要した費用(消費税は除く)の1/3以内(千円未満は切り捨て)かつ100万円を限度
- 対象となる住宅(すべて満たすこと)
 - ①昭和56年5月31日以前に建築されていること
 - ②階数が地上3階以下であること
 - ③延床面積の1/2以上が居住の用途に供されていること
 - ④在来軸組工法、伝統的工法又は枠組壁工法の住宅であること
 - ⑤耐震診断の結果、構造耐震指標 I w値が1.0未満であること
- 対象となる工事
耐震診断結果に基づき構造耐震指標 I w値を1.0以上とする補強を行う工事
※耐震改修と一緒に実施するリフォーム工事、住宅の除却および建て替えについては助成対象外です。
- 対象となる方(すべて満たすこと)
 - ①対象住宅を所有する個人で市税を滞納していない方
 - ②助成の対象となる耐震改修について、東久留米市又は他の地方公共団体から助成等を受けていない方
 - ③助成の対象の敷地が借地の場合は、土地の所有者の承諾を得ている方

助成手続きの流れは裏面へ



東久留米市役所HP
耐震改修について

お問合せ窓口
東久留米市 都市建設部 施設建設課 (5階 ⑥番窓口)
042-470-7756 (直通)

木造耐震診断助成手続きの流れ

契約される前に助成金申請手続きをしてください。

下記の書類を各1部提出して下さい。※申請書や見積書に記載する氏名は所有者本人としてください。

- 耐震診断助成金交付申請書（様式第1号）
- 耐震診断に係る費用の見積書の写し
- 助成対象住宅の建築時期が確認できる書類（建築検査済証の写し、建物登記簿謄本原本等）
- 助成対象住宅の所有者であることが確認できる書類（建物登記簿謄本原本等）
- 委任状（所有形態が共有の場合のみ）
- 診断機関が確認できる書類（名簿一覧、登録証（会員証）の写し）
- その他、市長が必要と認める書類
（建物登記簿謄本 最寄りの書類取得先：東京法務局田無出張所）

助成金交付
申請書提出
（様式第1号）

助成金
交付決定
通知書発行

耐震診断助成金の交付が決定した方には
「耐震診断助成金交付決定通知書」（様式第2号）
をお渡しします。

耐震診断
実施
完了

耐震診断を実施して下さい。診断完了後、【①診断機関】から以下の書類を受け取って下さい。

- 耐震診断結果が確認できる書類（耐震診断結果報告書）
- 耐震診断費用明細書
- 耐震診断費用領収書

助成金交付
請求書提出
（様式第6号）

下記の書類を各1部提出して下さい。

- 耐震診断助成金交付請求書（様式第6号）
- 耐震診断に係る契約書の写し（原本もお持ち下さい）
- 耐震診断結果が確認できる書類（耐震診断結果報告書の写し（原本もお持ち下さい））
- 耐震診断費用明細書の写し（原本もお持ち下さい）
- 耐震診断費用領収書の写し（原本もお持ち下さい）
- その他、市長が必要と認める書類

助成金
交付額確定
通知書発行

耐震診断助成金の交付が確定した方には、「耐震診断助成金交付額確定通知書」（様式第7号）
をお渡しし、助成金交付請求書（様式第6号）に記載した指定口座に助成金を振り込みます。

耐震診断助成金交付完了

耐震改修した場合、税金の減額・控除を受けられることがあります

【固定資産税の減額措置】
工事が完了した日から3か月以内に、申告すると
減額の措置を受けられる場合があります。

【問合せ先 市役所2階 課税課】
042-470-7727（直通）

【住宅耐震改修特別控除】
所得税額から控除を受けられる場合が
あります。

【問合せ先 東村山税務署】
042-394-6811



木造耐震改修助成手続きの流れ

契約される前に助成金申請手続きをしてください。

下記の書類を各1部提出して下さい。※申請書や見積書に記載する氏名は所有者本人としてください。

- 耐震改修助成金交付申請書（様式第1号）
- 耐震改修に係る費用の見積書の写し
- 施工業者の建設業許可証の写し（建設業の書類：建築工事業）
- 助成対象住宅の建築時期が確認できる書類（建築検査済証の写し、建物登記簿謄本原本等）
- 助成対象住宅の所有者であることが確認できる書類（建物登記簿謄本原本等）
- 委任状（所有形態が共有の場合のみ）
- 土地の所有権が確認できる書類（土地登記簿謄本原本等）
- 土地所有者の承諾を証する書類（住宅と土地の所有者が異なる場合のみ）
- 耐震診断結果が確認できる書類（耐震診断結果報告書の写し）
- 耐震改修に係る設計図書の写し（補強設計によりIw値が1.0以上であることが確認できること）
- 診断機関が確認できる書類（名簿一覧、登録証（会員証）の写し）
- その他市長が必要と認める書類
（土地・建物登記簿謄本 最寄りの書類取得先：東京法務局田無出張所）

助成金交付
申請書提出
（様式第1号）

助成金
交付決定
通知書発行

耐震改修助成金の交付が決定した方には
「耐震改修助成金交付決定通知書」（様式第2号）
をお渡しします。

耐震改修
実施
完了

改修工事を実施して下さい。完了後、診断機関と施工業者から以下の書類を受け取って下さい。

- | | |
|---|--|
| 【①診断機関から受け取るもの】 | 【②施工業者から受け取るもの】 |
| <input type="checkbox"/> 耐震改修工事結果報告書（参考様式）
※耐震改修後の診断結果が確認できる書類含む | <input type="checkbox"/> 耐震改修施工写真（施工前・施工中・施工後） |
| | <input type="checkbox"/> 耐震改修費用明細書 |
| | <input type="checkbox"/> 耐震改修費用領収書 |

助成金交付
請求書提出
（様式第6号）

下記の書類を各1部提出して下さい。

- 助成金交付請求書（様式第6号）
- 耐震改修に係る契約書の写し（原本もお持ち下さい）
- 耐震改修費用明細書の写し（原本もお持ち下さい）
- 耐震改修費用領収書の写し（原本もお持ち下さい）
- 耐震改修施工写真の写し（カラー版、施工前・施工中・施工後）
- 診断機関から発行された耐震改修工事結果報告書の写し
※耐震改修後の診断結果が確認できる書類の写し含む
- その他、市長が必要と認める書類

助成金
交付額確定
通知書発行

耐震改修助成金の交付が確定した方には、「耐震改修助成金交付額確定通知書」（様式第7号）
をお渡しし、助成金交付請求書（様式第6号）に記載した指定口座に助成金を振り込みます。

耐震改修助成金交付完了